

計算書類等提出セット（必要書類・提出順序）のイメージ図（R7年度決算分以降）

（例1）計算書類及び附属明細書に関する監査報告と人件費支出内訳表に関する監査報告を別々に作成する場合
 （Ⅰを一体化したPDFファイルと、Ⅱを一体化したPDFファイルをそれぞれ提出）

〔Ⅰ〕

①計算書類及び附属明細書に関する「公認会計士又は監査法人の監査報告」 <small>（助成法第14条）</small>	監査報告
②貸借対照表 ③事業活動収支計算書 ④資金収支計算書 ⑤活動区分資金収支計算書（※） <small>※会計監査人非設置知事所轄学校法人は、作成を省略することができる。</small>	計算書類
⑥固定資産明細書 ⑦借入金明細書 ⑧基本金明細書（※） <small>※会計監査人非設置知事所轄学校法人（高等学校を設置する学校法人を除く。）は、作成を省略することができる。</small>	附属明細書

←計算書類には注記を記載すること
 （学校法人会計基準第40条）

←収益事業がある場合は、収益事業の貸借対照表及び損益計算書を⑧の次に添付すること

+

〔Ⅱ〕

①人件費支出内訳表に関する「公認会計士又は監査法人の監査報告」 <small>（助成法施行規則第2条、R7年愛知県告示第76号）</small>	監査報告
②事業活動収支内訳表（※） <small>※単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置する知事所轄学校法人は、作成を省略することができる。</small>	内訳表
③資金収支内訳表（※） <small>※単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置する知事所轄学校法人は、作成を省略することができる。</small>	
④人件費支出内訳表	

（注1）私学法に基づく会計監査人を設置する法人は、「Ⅰ」の代わりに会計監査人による私学法監査関係書類を提出（詳しくは令和7年2月28日付け愛知県民文化局長通知6学振第2365号「令和7年度以降の私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容等について」の第5の3(1)を参照。なお、前記県民文化局長通知は私学振興室Webサイトの「学校法人会計基準、計算書類作成・提出に関する参考資料等」のページにも掲載中）
 （注2）経常費補助金の助成を受けていない法人等は、「公認会計士又は監査法人の監査報告」及び「Ⅱ」の内訳表の提出は不要

〔上記のほか、翌年度の収支予算書をPDFファイルで提出〕

（例2）計算書類及び附属明細書に関する監査報告と人件費支出内訳表に関する監査報告を一体の監査報告として作成する場合
 （①～⑪を一体化したPDFファイルを提出）

①計算書類及び附属明細書に関する「公認会計士又は監査法人の監査報告」及び人件費支出内訳表に関する「公認会計士又は監査法人の監査報告」を一体化した監査報告 <small>（助成法第14条、助成法施行規則第2条、R7年愛知県告示第76号）</small>	監査報告
②貸借対照表 ③事業活動収支計算書 ④資金収支計算書 ⑤活動区分資金収支計算書（※） <small>※会計監査人非設置知事所轄学校法人は、作成を省略することができる。</small>	計算書類
⑥固定資産明細書 ⑦借入金明細書 ⑧基本金明細書（※） <small>※会計監査人非設置知事所轄学校法人（高等学校を設置する学校法人を除く。）は、作成を省略することができる。</small>	附属明細書
⑨事業活動収支内訳表（※） <small>※単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置する知事所轄学校法人は、作成を省略することができる。</small>	内訳表
⑩資金収支内訳表（※） <small>※単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置する知事所轄学校法人は、作成を省略することができる。</small>	
⑪人件費支出内訳表	

←計算書類には注記を記載すること
 （学校法人会計基準第40条）

←収益事業がある場合は、収益事業の貸借対照表及び損益計算書を⑧の次に添付すること

（注1）私学法に基づく会計監査人を設置する法人は、「例1」を参照
 （注2）経常費補助金の助成を受けていない法人等は、「公認会計士又は監査法人の監査報告」及び⑨～⑪の提出は不要

〔上記のほか、翌年度の収支予算書をPDFファイルで提出〕

計算書類等の作成・提出については、私学振興室Webサイトの「学校法人会計基準、計算書類作成・提出に関する参考資料等」のページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/kaikeikijun2025.html>）に、これまでの通知文書等が掲載されていますので、参考にしてください。